

狭あい道路 拡幅整備事業

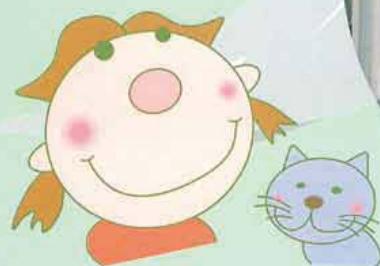


◀整備前

安全安心の生活は道づくりから



◀整備後



福岡市

狭あい道路に関するお問い合わせは

「①個別整備型」につきましては

住宅都市局 建築指導課 ☎ 711-4586

「②路線整備型」につきましては

東 区	地域整備課	☎ 645-1053
博 多 区	地域整備課	☎ 419-1057
中 央 区	地域整備課	☎ 718-1075
南 区	地域整備課	☎ 559-5083
城 南 区	地域整備課	☎ 833-4072
早 良 区	地域整備課	☎ 833-4333
西 区	土木第1課	☎ 895-7044
西区 西部出張所	土木第2課	☎ 806-0411

狭あい道路の問題点

(幅員4m未満の道路)

地震や災害等の緊急時に

- 避難や救助活動が困難。
- 救急車や消防車が入りづらい。
- 火災時には延焼しやすい。



ひいいい～
ウチまで
燃えちゃうよ～



日常の生活では

- 車の離合が困難。
- 歩行者や自転車にとっても危険。
- ゴミの収集作業が困難。



1 個別整備型

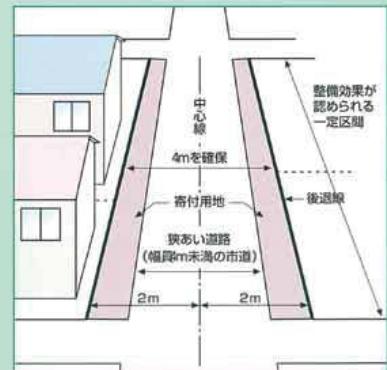
建築基準法に基づく後退用地について、
土地所有者等と協議を行い、建物の建
て替えの時期などに合わせて順次拡
幅工事を進めます。



(イメージ図)

2 路線整備型

拡幅整備の事業効果が認められる一
定の区間において、土地の寄付が得ら
れる場合は整備を行います。一度に整
備を行うことにより、安心・安全な生活
道路を早期に確保することができます。



(イメージ図)

※「①個別整備型」、「②路線整備型」のそれぞれに寄付用地（後退用地）内に存在する工作物等の移設について、助成制度があります。

●建築基準法の道路と敷地の考え方●

建築基準法では、幅員4m未満の狭あい道路に接する敷地に建物を建築する場合、原則として道路中心線から2mまで敷地を後退することが義務づけられています。

① 個別整備型狭あい道路拡幅整備事業の流れ



事前相談

建替の計画がないものも随時受け付けます

事業制度の説明も併せて行います。

① 事前協議の申出

後退用地の整備・管理、助成等について協議します。

協議成立

② 事前協議確認書の締結

事前協議確認書を市と土地所有者で締結します。

寄付される場合

福岡市が行うこと

③ 測量・境界確定

土地所有者等に 行っていただくこと

④ 支障物件の移設

※門・塀、擁壁、立木などの支障物件について
市の基準に基づき算定した移設費用を助成します。

⑤ 後退用地の整備承諾

⑥ 後退用地の整備工事
⑦ 境界標の設置

⑧ 寄付申請

⑨ 助成金の申請

⑩ 分筆・所有権移転登記
⑪ 助成金の支払い

⑫ 助成金の受領

⑬ 道路区域に編入し市が管理

道路として 自主管理される場合

福岡市が行うこと

③ 後退用地の確定のための測量

④ 後退用地の整備工事

※市の構造基準に合わせて整備していただき
整備費用を助成します。

⑤ 整備工事完了届の提出
⑥ 助成金の申請

⑦ 境界標の設置
⑧ 助成金の支払い

⑨ 助成金の受領

⑩ 土地所有者が管理

※固定資産税・都市計画税が翌年より非課税となります。

② 路線整備型の概要

地域住民との共働で進める狭い道路の整備

事業の概要

道路幅員が4m未満の市道において、土地所有者の方より土地の寄付協力をいただき、緊急車両の通過や車両の離合が可能となる区間や、見通しが悪く交通事故の危険性が高い箇所の拡幅整備を行い、安心・安全に通行できる4mの生活道路を行政・地域住民の方々が共働で進める事業です。

土地の寄付協力が得られる場合は、市が土地の測量・分筆を行い、道路の整備・維持・管理を行います。また、寄付用地内にブロック塀などの支障となる工作物が存在する場合は、市が工作物の移設等に掛かる費用を助成します。

事業の対象区間

拡幅整備の要望が地域住民の総意であり、事業（拡幅）の必要性が認められる区間

- ①車両等の離合が可能となる道路幅員4m、延長約20m区間が確保できること。
 - ②屈曲した道路で見通しが悪く、交通事故の危険性が高い箇所で道路幅員4mが確保できること。
- また、道路の整備へ着手するには、下記の事項が必要となります。
- 寄付用地に掛かる土地の境界が確定していること。

助成制度の内容

*工作物等の移設が必要な場合

寄付協力により道路用地となる土地に存在する簡易な塀（ブロック塀などの一般的な塀）やフェンス、立木、看板等の工作物を移設する費用を助成します。また、工作物の状況により移設が困難な場合は、既設工作物の撤去、及び既設工作物と同等の工作物の新設に掛かる費用を助成します。

*大規模な工作物や家屋等の建替え費用は助成の対象外です。

事業の主な流れ

- ① 地域からの要望 土地の寄付について土地所有者の同意が必要です。
- ② 現地調査 本事業の対象となるかどうか、現地調査を行い判断します。
- ③ 事業の説明 測量や道路整備など、今後の事業の流れを説明します。
- ④ 現地測量・設計 現地を測量し、土地の境界確定や道路の設計作業を行います。
- ⑤ 土地の分筆・登記 道路として必要な土地の分筆・登記を行います。
- ⑥ 道路の整備 側溝の整備や舗装、交通安全施設等の整備を行います。
- ⑦ 維持管理 市が道路の維持・管理を行います。

狭い道路整備に関する 工作物移設助成について

① 個別整備型（住宅都市局）

行為の種類	助成対象	助成額
寄 付	①工作物の移設及び立木の移植	算定した額の全額
	②門、塀、立木など工作物で、 ①の移設が困難なときは、 同等の撤去・新設又は撤去	【撤去・新設】撤去は算定した額の全額 及び 新設は算定した額の2分の1 【撤去】算定した額の全額
	③工作物のうち擁壁は、同等の撤去・新設	算定した額の全額
	④①の移植が困難な立木の伐採	算定した額の全額
	⑤水道管、ガス管、排水管等の移設	算定した額の全額
自主管理同意	○整備工事	算定した額の全額

*助成限度額は下記の通り

- (1)擁壁を除く工作物の新設に要する費用の助成金の額の合計は、後退用地等の土地価格相当額（路線価に基づく）を限度とする。
- (2)擁壁の撤去・新設に要する費用の助成金の額は、150万円を限度とする。

*後退協力用地の寄付または無償使用承諾のときは、建築主等に対し奨励金4万円/m²を交付することができる。
(建築等の際にセットバックの必要が無い土地をセットバックする場合)

② 路線整備型（道路下水道局）

行為の種類	助成対象	助成額
寄 付	①工作物（擁壁を含む）の移設 (寄付用地外へ移設する費用)	算定した額の全額
	②工作物（擁壁を含む）の撤去・新設 (既設撤去・既設同等の新設)	
	③立木の移植 (寄付用地外へ移植する費用)	
	④埋設管等の移設 (埋設管等の移設費用)	
	⑤工作物の撤去・立木の伐採	

*工作物の撤去及び立木の伐採のみを行う場合、これらの価値補償は行わない。

■狭い道路拡幅整備事業に関する助成については、都市計画法に基づく地区計画の道路は対象外となります。

わたしたちの街を、道を、もっと快適に、もっと安全に。

